

遠軽町地域防災計画

遠軽町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	用 語	1
第4節	計画の修正要領	1
第5節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第6節	住民及び事業所の基本的責務	7
第1	住民の責務	7
第2	事業者の責務	7
第3	町民及び事業者による地区内の防災活動の推進	8

第2章 遠軽町の概況

第1節	自然的条件	9
第1	位置及び面積	9
第2	地 形	9
第3	地質と土性	9
第4	気 象	9
第2節	災害履歴	16

第3章 防災組織

第1節	組織計画	21
第1	遠軽町防災会議	21
第2	応急活動体制	23
第2節	気象情報等伝達計画	33
第1	特別警報、警報、注意報及び火災気象通報	33

第4章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及・啓発計画	（総務部危機対策室、関係各部、関係機関）	42
第1	実施責任		42
第2	配慮すべき事項		42
第3	普及・啓発及び教育の方法		42
第4	普及・啓発を要する事項		42
第5	教育関係機関における普及・啓発		43
第6	普及・啓発の時期		43
第2節	防災訓練計画	（総務部危機対策室、消防機関、関係機関）	44
第1	防災訓練実施機関		44
第2	防災訓練の種別及び実施内容		44
第3	訓練の実施要領		44
第4	民間団体等との連携		44
第3節	物資等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画		45
第1	食料その他の物資の確保・供給	（関係各部、関係機関）	45
第2	防災資機材等の整備	（関係各部）	45
第3	備蓄倉庫の整備	（関係各部）	45

第4	道の駅の防災拠点化	4 5
第4節	自主防災組織の育成等に関する計画	(総務部危機対策室) 4 6
第1	地域住民による自主防災組織	4 6
第2	事業所等の防災組織	4 6
第3	自主防災組織の編成	4 6
第4	自主防災組織の活動	4 7
第5節	避難体制整備計画	(関係各部、消防機関、関連施設管理者、関係機関) 4 9
第1	避難誘導體制の構築	4 9
第2	避難場所の確保等	4 9
第3	避難所の確保等	5 0
第4	避難場所、避難所の住民及び施設管理者等への周知	5 0
第5	避難計画の作成	5 1
第6	被災者の把握	5 2
第6節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	
	(関係各部、消防機関、関連施設管理者、関係機関)	5 3
第1	安全対策	5 3
第2	外国人に対する対策	5 4
第7節	建築物災害予防計画	(経済部建設課) 5 5
第1	建築物防災の現状	5 5
第2	予防対策	5 5
第8節	消防計画	(消防機関) 5 6
第1	組織計画	5 6
第2	消防力等の整備計画	5 9
第3	調査計画	5 9
第4	教育訓練計画	5 9
第5	災害予防計画	5 9
第6	警報発令伝達計画	6 0
第7	情報計画	6 0
第8	火災警防計画	6 0
第9	風水害等警防計画	6 1
第10	地震警防計画	6 2
第11	避難計画	6 2
第12	救助救急計画	6 3
第13	応援協力計画	6 3
第9節	風水害予防計画	(関係各部、消防機関、河川管理者) 6 4
第1	現況	6 4
第2	予防対策	6 4
第3	水防資機材	6 5
第4	水防計画	6 5
第5	湧別川洪水ハザードマップ	6 5
第10節	雪害予防計画	(関係各部、消防機関、電気・通信事業者、河川・道路管理者) 6 7
第1	基本事項	6 7
第2	予防対策	6 7
第11節	融雪災害予防計画	(関係各部、河川・道路管理者) 6 9
第1	予防対策	6 9
第2	応急対策	6 9

第12節	土砂災害予防計画	（経済部建設課・農政林務課、関係機関）	70
第1	現況		70
第2	予防対策		70
第13節	積雪・寒冷対策計画	（関係各部）	73
第1	積雪対策の推進		73
第2	交通の確保		73
第3	雪に強いまちづくりの推進		73
第4	寒冷対策の推進		73
第5	スキー客対策		73
第14節	業務継続計画	（関係各部）	74
第1	業務継続計画（BCP）の概要		74
第2	業務継続計画（BCP）の策定		74

第5章 災害応急対策計画

第1節	災害情報収集・伝達計画	（関係各部、関係機関）	75
第1	平時の情報交換及び情報伝達体制の整備		75
第2	災害情報及び被害状況報告の収集、連絡		75
第3	災害通信計画		77
第2節	災害広報・情報提供計画	（総務部企画課）	79
第1	災害情報等の収集		79
第2	災害広報及び情報等の提供の方法		79
第3	安否情報の提供		80
第3節	避難対策計画		81
第1	避難実施責任者及び要件	（総務部危機対策室）	81
第2	避難措置における連絡、助言、協力及び援助	（関係機関）	82
第3	避難の勧告、指示又は避難準備情報の基準	（総務部危機対策室）	82
第4	避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知	（総務部危機対策室・企画課）	83
第5	避難場所の指定	（関係各部）	83
第6	避難方法	（民生部保健福祉課）	84
第7	避難行動要支援者の避難行動支援	（関係各部）	84
第8	指定緊急避難場所の開設		84
第9	指定避難所の開設		85
第10	被災者の生活環境の整備	（民生部保健福祉課）	85
第11	避難路及び避難場所の安全確保	（総務部危機対策室）	85
第12	避難所の開設及び運営	（民生部保健福祉課）	85
第13	知事に対する報告	（総務部危機対策室）	85
第14	警戒区域の設定	（関係各部）	86
第15	広域一時滞在	（総務部危機対策室）	86
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	（総務部危機対策室、自衛隊）	88
第1	災害派遣要請		88
第2	派遣活動		89
第3	自衛隊との連携強化		89
第4	災害派遣時の権限		89
第5	撤収要請		89
第5節	広域応援・受援計画	（総務部危機対策室、関係機関）	91
第1	応援・受援活動		91

第2	受入体制	9 1
第6節	ヘリコプター活用計画 (総務部危機対策室、消防機関)	9 2
第1	基本方針	9 2
第2	応援要請	9 2
第3	活動内容	9 2
第4	救急患者の緊急搬送手続	9 2
第5	支援体制	9 3
第7節	救助救出計画 (消防機関、警察署)	9 5
第1	実施責任	9 5
第2	救助救出活動	9 5
第8節	医療救護計画 (民生部保健福祉課、消防機関、医療機関)	9 6
第1	実施責任	9 6
第2	対象者及び対象者の把握	9 6
第3	医療救護所の設置	9 6
第4	救援活動の派遣要請	9 6
第5	医療及び助産の実施	9 6
第9節	防疫計画 (民生部住民生活課)	9 9
第1	実施責任	9 9
第2	防疫の実施組織	9 9
第3	防疫の種別及び方法	9 9
第10節	災害警備計画 (警察署)	10 1
第1	応急対策の実施	10 1
第11節	交通応急対策計画 (道路管理者、警察署)	10 3
第1	交通応急対策の実施	10 3
第2	道路の交通規制	10 3
第3	緊急輸送のための交通規制	10 4
第12節	輸送計画 (総務部情報管財課、経済部建設課、関係機関)	10 5
第1	実施責任	10 5
第2	輸送の範囲及び順位	10 5
第3	輸送の方法	10 5
第13節	食料等供給計画	10 6
第1	実施責任	10 6
第2	食糧等供給計画 (経済部農政林務課・商工観光課、関係機関)	10 6
第3	炊き出し計画 (民生部保健福祉課、教育委員会)	10 6
第14節	給水計画 (経済部水道課)	10 7
第1	実施責任	10 7
第2	給水の実施	10 7
第15節	衣料、生活必需物資供給計画 (民生部保健福祉課)	10 8
第1	実施責任	10 8
第2	実施の方法	10 8
第16節	石油類供給計画	10 9
第1	実施責任	10 9
第2	調達方法	10 9
第17節	上下水道施設対策計画 (経済部水道課)	11 0
第1	上水道	11 0
第2	下水道	11 0

第18節	応急土木対策計画	(経済部建設課)	1 1 1
第1	災害の原因及び被害種別		1 1 1
第2	応急土木復旧対策		1 1 1
第19節	被災宅地安全対策計画	(経済部建設課)	1 1 2
第1	危険度判定の実施の決定		1 1 2
第2	判定士の業務		1 1 2
第3	危険度判定実施本部の業務		1 1 2
第4	事前準備		1 1 2
第20節	住宅対策計画	(経済部建設課)	1 1 3
第1	実施責任		1 1 3
第2	実施の方法		1 1 3
第3	資材のあっせん、調達		1 1 4
第21節	障害物除去計画	(経済部建設課)	1 1 5
第1	実施責任		1 1 5
第2	障害物除去の対象		1 1 5
第3	障害物除去の方法		1 1 5
第4	除去した障害物の集積場所		1 1 5
第5	放置車両の除去		1 1 5
第22節	文教対策計画	(教育委員会)	1 1 6
第1	実施責任		1 1 6
第2	応急対策実施計画		1 1 6
第3	文化財保全対策		1 1 8
第23節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画		
		(民生部保健福祉課、消防機関、警察署)	1 1 9
第1	実施責任		1 1 9
第2	実施の方法		1 1 9
第24節	家庭動物等対策計画	(民生部住民生活課)	1 2 1
第1	実施責任		1 2 1
第2	家庭動物等の取扱い		1 2 1
第25節	応急飼料計画	(経済部農政林務課)	1 2 1
第1	実施責任		1 2 1
第2	実施の方法		1 2 1
第26節	廃棄物処理等計画	(民生部住民生活課、経済部農政林務課)	1 2 2
第1	実施責任		1 2 2
第2	廃棄物等の処理方法		1 2 2
第27節	防災ボランティアとの連携計画	(民生部保健福祉課、社会福祉協議会)	1 2 3
第1	ボランティア団体・NPOの協力		1 2 3
第2	ボランティアの受け入れ		1 2 3
第3	ボランティア団体・NPOの活動		1 2 3
第4	ボランティア活動の環境整備		1 2 3
第28節	労務供給計画	(総務部危機対策室)	1 2 4
第1	実施責任		1 2 4
第2	雇用方法		1 2 4
第3	労務内容		1 2 4
第4	賃金及びその他の費用負担		1 2 4

第29節	職員応援派遣要請計画	(総務部総務課)	1 2 5
第1	派遣要請及び派遣のあっせん要請		1 2 5
第2	要請手続等		1 2 5
第3	派遣職員の身分取扱い		1 2 5
第4	受入体制		1 2 5
第30節	災害救助法の適用と実施	(関係各部)	1 2 6
第1	実施責任		1 2 6
第2	救助法の適用基準		1 2 6
第3	救助法の適用手続		1 2 6
第4	救助の実施と種類		1 2 7
第5	災害対策基本法と災害救助法との関連		1 2 7

第6章 地震災害対策計画

第1節	総 則		1 2 8
第1	計画の目的		1 2 8
第2	計画の基本方針		1 2 8
第3	町の地震の記録		1 2 9
第4	地震被害の想定		1 2 9
第2節	災害予防計画		1 3 3
第1	地震に強いまちづくり推進計画	(関係各部)	1 3 3
第2	防災訓練計画		1 3 4
第3	火災予防計画	(消防機関)	1 3 4
第4	危険物等災害予防計画	(消防機関、危険物取扱事業者)	1 3 5
第5	建築物等災害予防計画	(関係各部)	1 3 5
第6	土砂災害の予防計画		1 3 6
第7	液状化災害予防計画	(総務部危機対策室、経済部建設課)	1 3 6
第8	物資の調達・確保及び防災資機材等整備計画	(関係各部)	1 3 6
第9	避難体制整備計画	(関係各部、消防機関、関連施設管理者、関係機関)	1 3 7
第10	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画		1 3 7
第11	積雪・寒冷対策計画		1 3 7
第12	地震に関する防災知識の普及・啓発	(関係各部)	1 3 7
第13	住民の心構え	(関係各部)	1 3 8
第14	自主防災組織の育成等に関する計画		1 4 0
第15	業務継続計画		1 4 0
第3節	災害応急対策計画		1 4 1
第1	応急活動体制		1 4 1
第2	緊急地震速報	(総務部危機対策室、関係機関)	1 4 1
第3	災害情報等の収集、伝達計画	(関係各部、関係機関)	1 4 8
第4	災害広報計画		1 4 8
第5	避難対策計画		1 4 8
第6	自衛隊災害派遣要請計画		1 4 8
第7	地震火災等対策計画	(消防機関)	1 4 8
第8	広域応援・受援計画		1 4 8
第9	ヘリコプター活用計画		1 4 8
第10	救助救出計画		1 4 8
第11	医療救護計画		1 4 9

第12	防疫計画	1 4 9
第13	災害警備計画	1 4 9
第14	交通応急対策計画	1 4 9
第15	輸送計画	1 4 9
第16	食料供給計画	1 4 9
第17	給水計画	1 4 9
第18	衣類、生活必需物資供給計画	1 4 9
第19	石油燃料供給計画	1 4 9
第20	上下水道施設対策計画	(経済部建設課) 1 4 9
第21	応急土木対策計画	1 4 9
第22	被災建築物安全対策計画	1 4 9
第23	住宅対策計画	1 5 0
第24	障害物除去計画	1 5 0
第25	文教対策計画	1 5 1
第26	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬	1 5 1
第27	家庭動物等対策計画	1 5 1
第28	応急飼料計画	1 5 1
第29	廃棄物処理等計画	1 5 1
第30	防災ボランティアとの連携計画	1 5 1
第31	労務供給計画	1 5 1
第32	職員応援派遣要請計画	1 5 1
第33	災害救助法の適用	1 5 1
第4節	災害復旧計画	1 5 1

第7章 事故災害対策計画

第1節	航空災害対策計画	(関係各部、消防機関、航空運送事業者、関係機関) 1 5 2
第1	基本方針	1 5 2
第2	災害応急対策	1 5 2
第2節	鉄道災害対策計画	(関係各部、消防機関、鉄道事業者、関係機関) 1 5 5
第1	基本方針	1 5 5
第2	災害応急対策	1 5 5
第3節	道路災害対策計画	(関係各部、消防機関、道路管理者、関係機関) 1 5 7
第1	基本方針	1 5 7
第2	災害予防	1 5 7
第3	災害応急対策	1 5 7
第4節	危険物等災害対策計画	(関係各部、消防機関、関係事業者、関係機関) 1 6 1
第1	基本方針	1 6 1
第2	基本事項	1 6 1
第3	災害予防	1 6 2
第4	災害応急対策	1 6 2
第5節	大規模な火事災害対策計画	(関係各部、消防機関、関係事業者、関係機関) 1 6 4
第1	基本方針	1 6 4
第2	基本事項	1 6 4
第3	災害予防	1 6 4
第4	災害応急対策	1 6 5

第6節	林野火災対策計画	（経済部農政林務課、消防機関、関係機関）	167
第1	基本方針		167
第2	予防対策		167
第3	応急対策		168
第8章	災害復旧・被災者援護計画	（関係各部）	170
第1節	災害復旧計画		170
第1	実施責任		170
第2	復旧事業計画		170
第3	災害復旧予算措置		170
第4	激甚災害に係る財政援助措置		170
第2節	被災者援護計画	（民生部保健福祉課、日本赤十字社）	171
第1	罹災証明の交付		171
第2	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供		171
第3節	災害義援金募集（配分）計画	（民生部保健福祉課、日本赤十字社）	172
第1	義援金の募集		172
第2	義援金の受入れ		172
第3	義援金の保管		172
第4	義援金の配分		172
第4節	災害応急金融計画	（関係各部）	173
第1	被災者への融資等		173
第2	「被災者生活再建支援法」に基づく支援		181